

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、善通寺市土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）上吉田地区）を行うことについて平成24年11月12日適当と決定した。

その関係書類を善通寺市建設農林部農林課において平成24年11月22日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

香川県知事 浜 田 恵 造